

**情報通信審議会 情報通信技術分科会
放送システム委員会（第 5 5 回） 議事概要（案）**

1 日 時

平成 2 8 年 9 月 9 日（金） 1 0 時 3 0 分～ 1 1 時 3 0 分

2 場 所

総務省 1 1 階 1 1 0 1 会議室

3 議 題

- （1）前回議事概要の確認について
- （2）「衛星放送用受信設備に関する技術的条件」の検討開始について
- （3）4 K・8 K の取組について（報告）
- （4）その他

4 出席者（順不同、敬称略）

【構成員】伊丹主査（東京理科大学）、都竹主査代理（名城大学）、井家上（明治大学）、甲藤（早稲田大学）、大矢（日本 C A T V 技術協会）、野田（スターキャット・ケーブルネットワーク）、松井（電波産業会）、関根（明治大学）、高田（東京工業大学大学院）、丹（北陸先端科学技術大学院大学）、門脇（情報通信研究機構）、

【オブザーバー】後藤（情報通信研究機構）

【事務局】久恒、小川、糸（情報流通行政局放送技術課）

5 配付資料

- 資料 5 5 - 1 放送システム委員会（第 5 4 回）議事概要（案）
- 資料 5 5 - 2 衛星放送用受信設備に関する技術的条件の検討について
- 資料 5 5 - 3 衛星放送用受信設備に関する技術的条件の検討の進め方（案）
- 資料 5 5 - 4 4 K・8 K の取組について

6 議事概要

議事次第に沿って調査検討を行った。議事概要は以下のとおり。

（1）前回議事概要（案）の確認について

資料 5 5 - 1 の前回議事概要（案）が承認された。

（2）「衛星放送用受信設備に関する技術的条件」の検討開始について

事務局より資料５５－２及び５５－３に基づき説明があり、案のとおり承認された。

主に以下のとおりの質疑が行われた。

- 受信設備への規制は画期的。実害が出ているので進めるべき。一方ＣＩＳＰＲとの関係は気になる。（高田専門委員）
- 現時点でもＣＩＳＰＲでも議論されているが電波法の中では規律されていない。製品としてはＣＩＳＰＲを守っていると思うが、総務省としては見ていないという状況と認識している。（事務局）
- ＥＳＡの該当周波数帯はどこか。（大矢専門委員）
- いわゆる電波発射禁止帯。電波天文への割当。（事務局）
- 古い製品がどのくらいあって、どこにあって、それをどう変えていくかということが対策になるのか。（松井専門委員）
- 最終的な目的はそれになる。それを進めていくにあたり、巻き取りの根拠となる規定がないため、今回それを新たに設けたい。電波法第２９条に受信設備の漏洩の条件があるが、それを基にして規定を作れないかと考えている。漏洩の条件を定めて、それに満たないものを適切なものに交換をお願いしていく作業が必要になると考えている。これは今回の審議会のスコープからは少し外れるかもしれないが、別な施策として考えていきたい。（事務局）
- ＢＳ１９ｃｈのＩＦが電波発射禁止帯になっている。もともとそこで漏洩するであろうと推測されるチャンネルが使われること自体がまずかったということを行っているのか。（野田専門委員）
- 意図したわけではないが、漏れてしまった。そのように捉えられても仕方がないという認識である。（事務局）
- シールドを一生懸命しても漏洩はゼロではない。この話を置いておいて左旋の話を進めるのか、それともこれはこれで重要な話として考えているのか。将来左旋が有効に使えるようになったらＢＳ１９ｃｈを移すことを考慮しておいて緩和するのか。（野田専門委員）
- 漏洩をゼロにすることは不可能。実利にあったレベルで双方のシステムが共存できるようなものを目指すべきと考えている。既存でも多少の問題が起きていることが確認できているので、基準を守らせていくにはどうすれば良いかという観点でもこの場で意見交換をしていただくことを希望する。（事務局）
- 過去に受信設備との共用検討をしたがイミュニティも重要である。外部からのＩＦ周波数の電波で受信機側が飽和する問題がある。放射妨害波が抑えられれば、感受性も副次的に高まることが期待できる。法的に扱うことはできない問題であるとは思いますが、イミュニティの問題も同時に解決でき

ないかと個人的に考えている。（高田専門委員）

- 了解した。（事務局）
- この問題は日本に限定された問題で海外では同様の事例はないのか。（井家上専門委員）
- 高度な電波利用がされている日本に特有ではないかと考えている。（事務局）
- 過去には受信設備も法律で規律されていたが、規制緩和の流れで民間規格になった経緯がある。しかし時代が変わり電波の高度利用には必要である。（松井専門委員）
- 電波の高度利用のためには、今後受信機の規制は必要である。マクロに見た時に受信側の規制をかけていくことは、全ての無線設備について必要ではないかと感じている。過去の経緯は分かるが技術は進化しており、緩い基準に合わせた結果電波の利用が阻害されていることは問題。（高田専門委員）
- 委員会の所掌にケーブルがあり、ケーブルについては１９７２年から品質省令で規律している。（野田専門委員）
- ケーブルの規律は事業者向けということで残っているものと認識している。（事務局）
- ２０２０報告書でも受信に対して規律をかけるべきと書いてある。総務省としてもそちらの方向に行くアナウンスであろうから、今取り組むことは重要である。（高田専門委員）
- 有線一般放送の放送設備については、 $50\mu\text{V}/\text{m}$ という基準があり、今後の議論の１つの目安となると思われる。この基準はかなり以前からあり、当時は３．２Ｇまで中間周波数が拡大するとは想定していない。測定が難しい領域であり、その観点からの検討も必要。（大矢専門委員）

（３）４Ｋ・８Ｋの取組について（報告）

事務局より資料５５－４に基づき説明があり、以下のとおりの質疑が行われた。

- ４Ｋ・８Ｋ試験放送ではＤＲＭがかかっていない状態だが、受信機の回路のどこから信号を取り出せば録画できる状況にあるのか。（丹専門委員）
- 試験放送はノンスクランブルで放送されている。ノンスクランブルを解除した後にＤＲＭがどうなるかについては宿題にさせて欲しい。（事務局）

(5) その他

事務局より、次回の委員会の開催については日程調整の上、後日改めて連絡する旨連絡があった。また作業班についても調整中の旨連絡があった。